

軽自動車税の税率が変わります

地方税法の改正により、平成28年度課税分から軽自動車税の税率が改正されます。

三輪・四輪の軽自動車については「最初の新規検査」の年月で判定され、税率は別表1のとおりです。

また最初の新規検査から13年を経過した軽自動車については、平成28年度改正税率から、約20%高くなります。対象となるのは、平成14年12月31日以前に最初の新規検査をした車両です。

※グリーン特例が適用されます
平成27年4月1日から平成28年3月31日までに最初の新規検査を受けた三輪・四輪の軽自動車(新車に限る)で、環境負荷の小さい車両については、税率軽減特例措置(グリーン特例)が適用され、税率は別表2のとおりです。



別表1

車種区分			税率(年税額)			
			平成27年3月31日までに最初の新規検査をした車両①	平成27年4月1日以後に最初の新規検査をした車両②	最初の新規検査から13年を経過した車両③	
軽自動車	三輪		3,100円	3,900円	4,600円	
	四輪以上	乗用	営業用	5,500円	6,900円	8,200円
		乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
	四輪以上	貨物	営業用	3,000円	3,800円	4,500円
		貨物	自家用	4,000円	5,000円	6,000円

- ①平成27年3月31日以前に最初の新規検査(初年度登録)をした軽自動車については、現在の税率から変更はありません。ただし、平成28年度の課税より③に該当する場合があります。
- ②平成27年度課税より、平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受けるものから新税率が適用されます。
- ③平成28年度課税より、最初の新規検査(初年度登録)から13年経過した三輪、四輪の軽自動車について重課が導入されます。ただし、電気自動車・天然ガス軽自動車・メタノール軽自動車・混合メタノール軽自動車およびガソリンを内燃機関の燃料として用いる電気併用軽自動車ならびに被けん引車は重課の対象から除きます。

別表2

車種区分			税率(年税額)			
			④	⑤	⑥	
軽自動車	三輪		1,000円	2,000円	3,000円	
	四輪以上	乗用	営業用	1,800円	3,500円	5,200円
		乗用	自家用	2,700円	5,400円	8,100円
	四輪以上	貨物	営業用	1,000円	1,900円	2,900円
		貨物	自家用	1,300円	2,500円	3,800円

- ④電気自動車・天然ガス軽自動車(平成21年排出ガス10%低減)
- ⑤乗用:平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)
かつ平成32年度燃費基準+20%達成車
貨物:平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)
かつ平成27年度燃費基準+35%達成車
- ⑥乗用:平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)
かつ平成32年度燃費基準達成車
貨物:平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)
かつ平成27年度燃費基準+15%達成車

※⑤、⑥については、揮発油(ガソリン)を内燃機関の燃料とする軽自動車に限ります。
※各燃費基準の達成状況は、自動車検査証の備考欄に記載されています。